

論文

# 増補訂正 御石火矢大工・豊府惣大工・渡邊一族の系譜について －大友宗麟の鋳物師渡邊宗覚の末裔たち－

上野 淳也

「二年己未正月、義鎮応義輝之需、令作鉄砲一挺而、寄書大館晴光、  
義鎮好鉄砲、令渡邊氏者、学其工於南蛮人所習而、作奇世以為珍、  
渡邊世々以此工為業、按今成、所献之鉄砲、恐渡邊之所作乎」

『大友家文書録』<sup>(1)</sup>

## はじめに

本稿は、2022年に発表した「御石火矢大工・豊府惣大工・渡邊一族の系譜について」の増補訂正版である。論文発表後に、日光市輪王寺の相輪樫に渡邊家の家族構成を把握できる刻書があることを知り、2023年10月27日、調査へ赴いた。この調査において、初代から4代目に渡る変遷が正確に把握され、前稿を大幅に改訂する必要が生じた。また、この間、大分県内で多くの資料を発見する幸運にも恵まれた。については、ここに大幅な増補と訂正をおこない発表する必要を感じ本稿を編む事とした。

日本への伝来当初、青銅製大砲は“石火矢”と呼ばれ、南蛮交易を積極的におこなった大友宗麟（義鎮）は石火矢大工を召抱えていた。その名を渡邊三郎太郎宗覚と言う。宗覚は、大友氏徐国後、徳川家康に見出され、後に駿府へ召し出された。宗覚の子孫は、江戸と豊後府内に分かれ、幕末に至るまで“御石火矢大工”・“石火矢張”・“石火矢師”及び“かなや惣大工”・“冶工 豊府惣大工”・“鋳物師惣大工”・“梟氏”・“駄原鑄冶師”などの職名を名乗りながら続いたことが、古文書や古記録、そして現存する殿鐘・半鐘などの金石文から把握できる。

本稿は、この渡邊家の系譜を明らかにすることを目的とするものである。

## 第1章 家譜から

大友氏の家譜的な位置付けとなる『大友家文書録』によると、永禄2（1559）年、將軍足利義輝は、大友宗麟に鉄砲1挺を作らせている。同記録には、宗麟は、鉄砲を好み、家臣の渡邊氏を南蛮人の所へ派遣し鉄砲の作り方を学ばせしめ、渡邊家は代々この技術を以って家業としたとある。

この渡邊一族については、以下のように『譜牒余録』<sup>(2)</sup>中の「貞享書上」に見られる天和四（1684）年に幕府へ提出された“石火矢師 渡邊主膳”の条に詳しい<sup>(3)</sup>。

「石火矢師 渡邊主膳

乍思以書付申上候

一、私曾祖父渡邊三郎太郎儀、大友殿家来ニ而罷在候処ニ、石火矢仕并打様迄稽古仕候様ニと被申付、唐江渡、相伝仕、帰朝仕候、石火矢日本ニ而仕候儀、私祖先始ニ而御座候、大友殿崩之時分浪人仕、宗覚与申、罷在候所、早川主馬殿豊後国府内之城ニ被在候内、右之宗覚石火矢

権現様江主馬殿ノ差上被申候得者、御上覧之上、事之外御感ニ而、唐物之様ニ見江候得共、早川主馬殿与書付候、唐ノ申越為仕候哉と上意ニ付、主馬殿御請被申上候者、此石火矢仕候ものハ、取前大友之家来ニ而宗覚与申候、石火矢為相伝、唐江相渡、稽古仕候由被申上候者、それハ調法之者ニ而候間、御用茂被為仰付度由ニ而、宗覚親子被召出、御陣之時分、度々御急之御用被仰付之、其上大坂冬御陣之前、駿河江被召寄、専一之時分御用前之御道具共仕上、夏御陣ニ者大坂江御供被仰付、落城之節御跡ニ残り、焼申候鉄銅以下吹まとい仕候様ニ与、上意ニて曾根源左衛門殿<sup>(4)</sup>、五味金右衛門殿<sup>(5)</sup>御奉行ニ而、御用之御奉公仕候、其外度々御筒など仕上申候、御朱印者慶長九年五月、豊後国葛城村ニ而、百石之所領地可仕之旨、

権現様ノ被下置候、其上康之御字代々御免可被下候旨、御直々上意ニ付、御道具共ニも私迄代々名乗ニ康之御字書付申候御事ニ御座候、其後同国生石村ニ而三百石之所宗覚御代官可仕旨、本多上野介殿<sup>(6)</sup>・成瀬隼人正殿<sup>(7)</sup>・大久保石見守殿<sup>(8)</sup>・彦坂九兵衛殿<sup>(9)</sup>御奉書<sup>(10)</sup>を以て、竹中伊豆守殿迄被害仰遣、役所者府内ニ罷在候、宗覚儀病氣故、右之御代官所指上ケ、世粹三郎右衛門、次男茂右衛門兩人駿河ニ差置、御暇申上、国本江引込罷在候、右之知行所損亡ニ付、廿ケ年以前親主膳奉願、常陸国安塚村ニ而拝領仕候、以上

天和四年子二月 渡邊主膳 印

彦坂壱岐守殿

杉浦内蔵允殿

内藤出羽守殿

豊後国大分郡葛城村之内、百石之所宛行訖、全可領知也、

慶長七年

御朱印

五月九日

宗覚

右之御本書干今私所持仕候」

要約すると、石火矢師としての渡邊氏は、渡邊主膳の曾祖父にあたる渡邊三郎太郎に始まる<sup>(11)</sup>。彼は、大友氏の家来で石火矢を仕り、撃ち方まで身に付けるよう命じられた為、外国へ渡り技術を習得し帰国した。日本に石火矢が伝わったのは、これが初めての事であるという。大友氏徐国後は浪人し、石火矢は宗覚（三郎太郎）に与えられた。

この石火矢は、豊後府内へ再入国<sup>(12)</sup>した早川主馬が徳川家康へ献じた。家康は、非常に興味を示し、舶来物の様に見えるが国外から得たものかとの尋ねたところ、早川氏は、この石火矢を持っていた者は、元大友氏の家来で石火矢の使い方を身に付けるために、国外へ渡り技術を習得した者であると回答した。家康は、それは調法な者であるとのことで御用があるたびに宗覚親子を召し出し、戦の際など急な御用を仰せ付けられ、大坂冬の陣では駿河に召され道具を仕上げたが、夏の陣の際には、大坂へお供を仰せ付けられ、落城後には大坂に残り、鉄や銅を吹き集めたとある。その後も曾根源左衛門（勘定奉行）と五味金右衛門（京都代官）といった奉行の御用に従い、其外にも度々御筒などを仕上げたとある。慶長7（1602）年もしくは慶長9（1604）年<sup>(13)</sup>5月には豊後国葛城村<sup>(14)</sup>に100石の領知を給している。

家康からは、直々に“康”の御字を代々受け継ぐことを許され、且つ作品には私（主膳）の代まで代々“康”の御字を書き付ける事とされた。その後、豊後国生石村<sup>(15)</sup>300石の代官に任じられ、本多・成瀬・大久保・彦坂氏の連署奉書をもって、府内藩主竹中氏改易（1634年）まで仰せ遣わされ、代官役所は府内に置かれた。宗覚が病気になるると代官職は返上された。後継者の三郎右衛門と次男の茂右衛門は駿河に差し置かれ、宗覚は引退し豊後へ戻った。その後、葛城村に得ていた100石の知行が存亡したため<sup>(16)</sup>、天和4（1684）年の20年以前に渡邊主膳の父の代に替地として常陸国安塚村に所領を得たとある。

文末には、慶長7（1602）年に発給された豊後国大分郡葛城村之内、百石之所領を宛てがわれた際の朱印状が書写されており、この原本を渡邊主膳が所持している旨を記載している。

“知行所損亡”に関しては、万治3（1660）年から寛文9（1669）年までの隠れキリシタンの検挙事件である“豊後崩れ”<sup>(17)</sup>を指すものと考えられる<sup>(18)</sup>。

以上、「貞享書上」からは、渡邊宗覚から渡邊主膳に至る四代を抽出することができた。整理をすると、第1世代が渡邊三郎太郎宗覚、第2世代が渡邊三郎右衛門・茂右衛門、第3世代が“親主膳”と記される後述する渡邊善右衛門<sup>(19)</sup>、第4世代が渡邊主膳と把握することができる。

次章では、この成果に古文書資料の情報を組み込んでゆく。

## 第2章 古文書資料から

冒頭に引用した『大友家文書録』にあるように、永禄2（1559）年、大友宗麟は、將軍足利義輝の要求に応じて鉄砲一挺を作らせた。以下の永禄3（1560）年のものと考えられている義輝から大友新太郎（宗麟）へ送られた御内書から、この折に石火矢も納められたことが分かる。

「石火矢竝種子嶋筒、以歳阿到来、殊無類候、別而喜入候也、

三月十六日 御判

大友新太郎とのへ」<sup>(20)</sup>

また、1578（天正6）年のイエズス会司祭オルガンティーノの書簡には、「豊後国王が鑄造させた数門の小型の砲を除けば、日本のどこにも他に砲がないことを我等が把握している」<sup>(21)</sup>という記載が確認され、大友宗麟が豊後国内で青銅製大砲の国産化にいち早く着手していた事実を認識できる。同年、宗麟自身は、11月12日の耳川の戦いに敗れ、島津軍に大砲を奪われている。この折の大砲と考えられる佛朗機砲が鹿児島尚古集成館に伝わっており、歴史考古学的研究成果から、日本国内産の金属材料が用いられていたことが判明している<sup>(22)</sup>。すなわち、遅くとも天正6（1578）年の耳川（高城川）の戦い迄には、大友家中において石火矢の国産化が成し遂げられていたことが検証されている。この頃の石火矢に関しては、既に宗覚の手によるものであった可能性が高い<sup>(23)</sup>。天正11（1583）年4月に大友宗麟（府蘭）が、志賀道輝・田原親家を通して後継者の大友義統へ心得を示した条々の中には、「一、屋敷普請等、折々、油断なく肝要、特に石火矢・火矢弥々、数を増加すべし」<sup>(24)</sup>という一文があり、増産体制に入ってゆく過程を見て取れる。

また、豊臣秀吉による九州平定後、義統へ豊臣氏から石火矢鑄造の注文を受けるようになった事実が以下の文書から把握される。この石火矢は、小田原征伐に使用されたようである。家康以前にも、豊臣家が友家家の技術力に一目を置いていた事が認識される。

「石火矢如注文贈給候、誠被入御念躰、別而欣悦候、委曲従黒田勘解由方可被申候、恐々謹言、猶々右ノ口書付賜候事、満足存候、

二月十三日 秀次

羽柴豊後侍従（大友吉統）殿」<sup>(25)</sup>

他にも古文書資料として、大分市歴史資料館に寄託されている府内城跡所在の松栄神社文書群中に、以下の【史料1】・【史料2】・【史料3】の3通を見出すことができた<sup>(26)</sup>。

管見では、紙資料としては、これらの文書群が実際に“渡邊宗覚”の名が記された唯一の一次資料である。また、その内容は、家譜の内容に通ずるものがある。

【史料1】は、成瀬小吉・米津清右衛門から渡邊宗覚宛の書状である。【史料2】は、成瀬小吉から渡邊宗覚宛の書状である。【史料3】は、成瀬小吉・米津清右衛門からの書状であることは分かるが宛所は経年劣化から判然としない。3通いずれにも“石火矢”の記載が確認でき、史料中に記されている内容から、【史料1】→【史料2】→【史料3】の順に発給されたものであると考えられる。

【史料 1】

「以上

態申候、仍石火矢可被仰付候旨御意候間早々可被罷上候、貴所年寄之儀ニ付早々壹人召連被罷上尤ニ候、恐々謹言

成瀬小吉

六月廿二日 正成

米 清 右（米津清右衛門）

親勝

渡邊宗覚」

【史料 2】

「遠路兩人者早々被為上候、御目見被致仕召、能々間可被心安候、

此之九月初ニ爰元へ御到着候様ニ可被下申候、以上

然者来八月末爰許へ可被罷上候、石火矢可被仰付旨、御證被成候、委細者兩人可被申候、恐々謹言

成小吉

七月十九日 正成

渡邊宗覚殿」

【史料 3】

「遠路御飛札忝候、仍石火矢五挺出来候由被仰越候、即御前へ申上候、將又あかかね無御坐候由承候、邨而此方越申可候、石火矢々（入）こ壺挺ニ付三つ宛被成候由承候、式つ徒々仕度候、其御心得可有、壺挺ニ付二三つ徒々ミ届具候、何事も委細之由可被申候、恐々謹言

成瀬小吉

五月十八日 正成

米 清 右（米津清右衛門）

親勝」

成瀬小吉正成は、小牧・長久手の戦い、小田原征伐、朝鮮出兵で相次いで軍功を挙げ、家康に重用された人物である。関ヶ原の戦いにおける武功以後、堺奉行・駿府年寄（中老）・尾張藩付家老を歴任した。正成は、慶長 12（1607）年 4 月に隼人正に任じられ、それ以後は文書に“成隼人”と記す。3 通の文書には、いずれも“小吉”と署名が確認されるので、1607 年以前の発給文書であることがわかる。また、宗覚と家康の縁を繋いだ早川主馬（長政）は、慶長 4（1599）年閏 3 月 19 日に府内へ再入封し関ヶ原の戦いの一環と位置付けられる 7 月の田辺城の戦いまで在国している。これらの事象を勘案すると、3 通の文書は、1599 年から 1606 年までの間に発給された

ものと限定することができる。

“米清右”は、正成と共に堺奉行を勤めた米津清右衛門親勝を略したものである。実際に、【史料2】・【史料3】では、“米清右”の横に親勝と記されている<sup>(27)</sup>。親勝は、1600年から1613年の間に堺奉行を務めた。米津清右衛門は、1613年2月に収賄の罪で堺奉行を解任、翌年には斬首されている。大久保長安に近かったので、連座したものとも言われる。堺は、1614年には幕府直轄となるので、堺奉行は関ヶ原後の1600年から1614年までの間に存在した役職となる。

上記、時代考証から、この二人が連署をすることが可能であるのは、共に堺奉行を務めている時代で、且つ成瀬正成が“隼人正”に就任する以前となる。よって、この文書の発給時期は、1600年から1606年の間に絞ることができる。家康は、慶長5(1601)年3月～8(1603)年3月までは伏見城に、慶長8～12(1607)年3月までは二条城に、それ以後は駿府城で政務を執ったが、駿府城に隠居した慶長12(1607)年頃から国友などに大筒の発注を始めている。松栄神社文書は、大坂城攻囲戦を見据えた重火器の発注文書群中の中でも極めて早期のものとして位置付けられよう。以下、それぞれの資料を順に読み解いていく。

【史料1】は、石火矢の鑄造を仰せ付かるので、早々に登って来るようにと記してある。これは宗覚が居住していた豊後府内から京へ登って来るようにとの命を受けたものと考えられる。貴所即ち宗覚は、年寄りなので一人を伴って登って来るようにと言っている。

【史料2】は、【史料1】を受けてのもので、京へ登って来る二人は、家康に“御目見”し石火矢の鑄造を仰せ付かることが決まっていた。8月末までに到着しておくようにと言っているが、行間に9月初めには到着しておくようにと加筆している。石火矢について仰せ付けられる旨、委細は二人へ申し渡す旨が記してある。7月19日付であるので到着予定約1ヶ月前の文書である。先述の「貞享書上」に「宗覚親子被召出、」とあるので、三郎太郎に「世倅三郎右衛門、次男茂右衛門兩人」の何れか、おそらくは「世倅三郎右衛門」が随行したものと考えられる。

【史料3】の前半には、石火矢五挺が鑄上がったことを家康に報告したこと、また、“あかかね”即ち“銅”が不足していることを了解した旨が記されている。後半は石火矢について具体的な記述が続く。石火矢一挺に付き、それぞれ“矢こ”もしくは“入こ”を3つ付属させる旨が記されるが、銅が不足しているからか2つの付属になるものもあるとの事である。“矢子”或いは“入子”が付属する銅製の石火矢であることから、宗覚が鑄造していたのは、青銅製後装砲、所謂“佛朗機砲”であったことが理解される。

これらの文書は、1599年3月に府内に再入封した早川主馬によって宗覚が家康へ差し出された後に交わされた文書である事は間違いない。文書の発給者である成瀬正成と米津親勝が堺奉行についたのは、関ヶ原の戦い後、1600年10月の事である。最も古いと考えられる【史料1】は、6月とあり、9月の関ヶ原の戦い以前とは考えられないので、最も古く見積もっても1601年の6月以降となる。この場合には、渡邊氏が上った先は、伏見城或いは二条城であったと考えられる。或いは、宗覚が、家康から葛城村の知行を得たのが慶長7(1602)年もしくは9(1604)年5月

であるので、これ以前の発給文書と考えた方が妥当かもしれない。慶長 12（1607）年 3 月には、家康が駿府城に入っているの、これ以前のものであると考えられる。『東照宮実記』には、「殊に大坂冬の役には。駿府へめし石火箭調して奉り。」とある。また、『駿府記』には、大坂夏の陣の直前である慶長 20（1615）年 3 月に、「廿二日、石火矢加護之波那、於水車邊令鑄之給云々、」との記載があり、駿府城近郊で石火矢を鑄造していたことが分かる。何れにしても、文書の発給者たちの名乗り及び職歴と文書の日付から、慶長 6（1601）年 6 月～慶長 11（1606）年 5 月までの間に発給されたものであることは間違いない。先の豊後国大分郡葛城村に所領を得たのが慶長 7 年 5 月であることから考えて、現状で【史料 1】～【史料 3】は、慶長 6（1601）年 6 月～慶長 7（1602）年 5 月の間に交わされたものと考えるのが最も妥当であろう。

続いて残っている文書は、元和 7（1621）年の「由原宮南大門造營覚書」<sup>(28)</sup>で、文書中に以下のような記載を見つけることができる。

(前略)「一めつき金物同ゑの具共ニ 一かへるまた卅五枚ほり物ハ 一柱廿本下ノ口ゑん座共ニ銅ニてい申候、 但此代丁銀三百貳拾目ニて出来申候、 一おもてノ雲花ハちき銅ニてい申候、 但此代丁銀百貳拾目ニて出来申候、」	御城内御侍衆御寄進ニ而候、 同 御侍衆御寄進ニ而候、 かなや惣大工三郎右衛門寄進、 駄原町茂右衛門寄進、 (後略)
--	---

豊後一宮である杵原八幡宮の南大門造營時、門に用いる金物を寄進した者共の中に、“かなや惣大工三郎右衛門”・“駄原町茂右衛門”の名を見出すことができる。記載から彼らが、自ら銅を鑄て寄進していることが理解される。指摘するまでも無く、「貞享書上」に見える三郎太郎宗覚の息子達“世倅三郎右衛門、次男茂右衛門兩人”である。第 2 世代の世倅三郎右衛門は、“かなや惣大工”とあり、次男茂右衛門は駄原町住人とあるが“ちき銅ニてい（鑄）申候、”とあるので茂右衛門も鋳物師であったことは間違いない。「貞享書上」には、宗覚が晩年に病気になる折には代官職を返上したとあり、元和 7（1621）年のこの「覚書」には、既に三郎太郎宗覚の名前は見えないので、渡邊家当主の座は、世倅三郎右衛門に譲っていたものと考えられる。

寛永 19（1643）年から慶安 3（1650）年の間に成立したと推察される「豊後古城蹟並海陸路程」の中には、「渡辺宗覚知行所葛城村へ出る道也。」との記述が見られる。しかし、正保 4（1647）年成立の「豊後国郷帳」によれば、葛城村は「御石火矢鑄 宗覚・茂右衛門 知行」とある。宗覚と茂右衛門は、共に葛城村を知行していた様であるが、三郎太郎宗覚に関しては前掲の成瀬・米津連署状に 17 世紀初頭の段階で“貴所年寄之儀ニ付”とあることから 40 年前の段階ですでに老齢であったことがわかる。また、家譜からは、1615 年の大坂夏の陣の直後に“焼申候鉄銅以下吹まとい仕候”とあることから、この頃までは少なくとも三郎太郎宗覚が健在であったことが分

かる。その後、30年も生きたとしたら齢90歳を超えることになるので、元和年間以後は、世倅三郎右衛門が“宗覚”の名跡を受け継いだと考えるべきであろう。

また、元禄年間(1688～1704)中頃の成立と考えられる「小給地方由緒書寄帳」<sup>(29)</sup>には、以下の様にある。

「御留主居方

大箆筒奉行 武島七郎兵衛

田沢久左衛門 支配

渡邊主膳

石火矢師 渡邊佐次右エ門

地方五拾石宛ニて拝領仕候、御朱印頂戴所持仕候。」

鉄砲などの火器の開発製造・修理・保管整備を業務とする大箆筒奉行(鉄砲箆筒奉行)を務めているのは、先に述べた天和4(1684)年に「貞享書上」を提出した渡邊主膳に比定される。気になるのは、豊後国葛城村に知行していたのは“百石”であったのが、“五拾石”に目減りしている点にある。しかし、渡邊主膳は、天和4(1684)年の「貞享書上」提出時には“石火矢師”を名乗っている。元禄(1688～1704)年間成立の「小給地方由緒書寄帳」では、主膳は、“大箆筒奉行”となり、佐次右エ門が“石火矢師”となっている。いずれにしても、2名は同族と考えられるが、常陸国安塚村へ替地となった際に、百石を二分した可能性も考えられる。

### 第3章 金石文から

鋳物師渡邊一族の作品は、江戸城や日光といった徳川將軍家縁の地及び渡邊家の活動拠点とした豊後府内と、その周辺に多くの作品を残している。本章では、渡邊一族が鋳造した製品に刻まれた金石文から、その系譜を明らかにしてゆく。

#### a. 江戸城北の丸

江戸城北の丸に所在する田安門及び清水門は、櫓門と高麗門で成り立つ升形門である。この内、田安門の高麗門左右両扉の青銅製肘壺には、以下の様な刻書が残されている(Fig1 参照)<sup>(30)</sup>。

高麗門左右大扉壺金具

「寛永十三年丙子曆 九月吉日 九州豊後住人 御石火矢大工 渡邊石見守康直作」

寛永13(1636)年といえば、すでに三郎太郎宗覚は隠居しており、第2世代の渡邊三郎右衛門へと代替わりしていた時期である。



その後も、江戸城は、明暦3(1657)年の大火で清水門を焼失したため、これを万治元(1658)年に再建した。この清水門の青銅製金具にも、以下の様な刻書が残されている<sup>(31)</sup>。

高麗門左大扉壺金具 「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種作 万治元年戌八月吉日」

(Fig2参照)

高麗門右大扉壺金具 「万治元歳 戌八月吉日 御石火矢張 渡邊主膳正藤原康則」(Fig3参照)

櫓門左大扉肘金物 「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種作 万治元年戌八月吉日」

櫓門右大扉肘金物 「御石火矢大工 渡邊善右衛門 万治元戌年八月吉日」

「万治元歳 御石火矢張 渡邊主膳」

清水門の万治元(1658)年の高麗門右扉壺金具刻書で確認できる「御石火矢張 渡邊主膳正藤原康則」に関しては、前述の天和4(1684)年に「貞享書上」を提出し、且つ元禄(1688～1704)年間中頃の成立と考えられる「小給地方由緒書寄帳」に見られる“渡邊主膳”と同一人物と考えて支障はなさそうである。

櫓門及び高麗門左大扉壺金具で確認できる「御石火矢大工 渡邊善右衛門尉康種」に関しては、主膳が未だ「御石火矢大工」を名乗らず「石火矢張」を名乗っている事からも、「貞享書上」に記載のある“親主膳”すなわち主膳の父親であると考えられる。因みに寛永13(1636)年の石見守康直の刻書には「九州豊後住人」の文字が見られるが、万治元(1658)年の善右衛門・主膳の刻書には、その文字が見られない。豊後国葛城村から常陸国安塚村への替地頃に刻まれたものであると考えた場合、辻褄が合う。

「貞享書上」に、「康之御字代々御免可被下候旨、御直々上意ニ付、御道具共ニも私迄代々名乗ニ康之御字書付申候御事ニ御座候、」とあるように、石見守は“康直”を、善右衛門(親主膳)は“康種”を、主膳は“康則”の名を刻み付けている。

## b. 日光輪王寺相輪櫓

第2世代となる三郎右衛門と茂右衛門の家族構成を明らかにするのは、日光市輪王寺境内にある相輪櫓の刻銘である。相輪櫓は、寛永20(1643)年、徳川家光の発願により、南光坊天海大僧正が東照宮の宝庫向かい側に建立したもので、明治8(1875)年に神仏分離のため輪王寺に移築された。この相輪櫓の南東上段の青銅製貫の天端に刻銘が確認できる。

この寛永20(1643)年の刻書には、「九州豊後住人」とあり、一族が未だ豊後国に居住していたことが確認できる。この刻銘からは、渡邊宗覚康次家と渡邊茂右エ門統次家の2つの家族構成を把握することができる。この筆頭に書かれている渡邊宗覚康次は、年代的にも二代目宗覚すなわち三郎右衛門であると考えべきである。また、渡邊茂右エ門統次と併記されていることから、それぞれ「貞享書上」に見られる世悴三郎右衛門、次男茂右衛門兩人であることは間違いない。

相輪櫨作者九州豊後住人

渡邊宗覚康次

同長子 主膳正

同次子 石見守

同三子 権六郎

御石火矢大工 石見子 吉六郎

一上 渡邊茂右エ門統次

同長子 左次右エ門

同次子 文四郎

同三子 蔵ノ介

未ノ卯月吉日

すなわち、“康次”は、初代三郎太郎の世倅三郎右衛門である。また、その長子の名が“主膳正”であり、「貞享書上」にある“親主膳”、すなわち清水門に見られた渡邊善右衛門尉康種であることが分かる。次子は、江戸城北の丸の田安門の肘壺にその名を刻んだ渡邊石見守康直である。三子の“権六郎”と共に石見の子も“吉六郎”と「六郎」を名乗っていることにも注目しておきたい。

また、三郎太郎の次男茂右衛門は“統次”を名乗っていたことが分かる。これは大友宗麟の嫡男である大友義統の一字を偏諱されたものと考えられる。その茂右衛門の長子は、“左次右エ門”で、これは元禄（1688～1704）年間成立の「小給地方由緒書寄帳」に見られる“石火矢師 佐次右エ門”である。

他の部位からも、刻銘が確認されている。櫨上部の「龍車」と「請花」の間にある「櫨管」に、以下のような刻書が確認できる。

宗覚作

子権六

相輪櫨の最も高い位置で確認された刻書で、こちらは先の天端刻書中に出てくる「宗覚康次」と三子「権六郎」であろう。2代目宗覚は、末っ子である権六郎の健やかなる成長を願ったのではないか。

江戸城と輪王寺相輪櫨に見られる第2世代・第3世代の渡邊一族は、「御石火矢大工」を名乗り、且つ江戸城の調査成果と合わせる事で、嫡男（三郎右衛門）一族には全員に「康之御字」が許されていたことが把握される。

### c. 龍峰山大蔵寺

渡邊一族は、旧豊後国であった大分県内にも多くの作品を残している。これらを調査することで、江戸中期以後の渡邊家の系譜を抽出することができる。その作品群は、2つの地域に集中している。それは、旧府内藩の城下町であった大分市中心部と、古くは杵原八幡宮の社領であり、後に府内藩の領域と成った由布市庄内町である<sup>(32)</sup>。大分市内の浄土真宗大谷派である大分市寒田の西福寺と末広町の光西寺には、それぞれ「寛文拾（1670）年九月鑄造」銘の鐘と「延宝六（1678）年十二月成造」銘を持つ渡邊氏鑄造の鐘があったと言う<sup>(33)</sup>。

大分市末広町の浄土真宗東本願寺派の四極山光西寺には、かつて学僧林石が起草した銘が刻まれた梵鐘が伝えられていたが、太平洋戦争時に供出され現存していない。この寺は、15世紀中頃に円信が中世豊後府内の今小路町或いは下市町に開いたものとされ、慶長7（1602）年に近世府内城下町へと移転した。幸いな事に、この梵鐘の銘文はかつて光西寺境内に開かれた常念寺の林石による「麴齋文集」に収められている<sup>(34)</sup>。

銘文は、以下の通りであった。

隆国新府	豊州旧郷	宿纏白虎	地冠紫陽	雖一精舎	号惣道場	洪鐘改鑄
法門益昌	広警四衆	傍震八荒	朝繙経篋	聚首講堂	夕携几案	交膝禪床
云礼云楽	和宮和商	郊雉响砌	金睨吼岡	化仏出現	魑魅遁蔵	風吹霜降
靈音難量	花散月落	諸行無常	正念忽起	苦厄頓亡	教待体盡	妙用何央
緇素男女	普蒙吉祥	漁樵耕牧	永除禍殃	信心堅固	寿齡久長	流輝南極
觀光西方						

延宝第六歳舎戊午臘月上旬

洛北野积常念寺主林石疎拙謹誌

当寺第九世現住沙門 积自強

幹事比丘 积昌春

幹事比丘 积友鎮

冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利

鏤匠安浪氏左兵衛尉源姓盛長

銘の中に「洪鐘改鑄」とあり、延宝6（1678）年に鑄直されたものであることがわかる。注目すべきは、「冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利」という鋳物師の名前である。「冶工豊府総匠」とあり、「豊府」すなわち「豊後府内」の鋳物師の「惣大工」と位置付けられる。宗覚の世倅三郎右衛門康次の名跡を継ぐ者であり、本来は「右衛門」であるはずが、書写しの段階で“右”の字が欠落したものと考えられる。

ところで、大分県由布市庄内町龍原所在の臨濟宗妙心寺派の大蔵寺には、太平洋戦争の戦火を

免れた殿鐘（半鐘）が伝えられている<sup>(35)</sup>。この寺は、応安3（1370）年、大友氏菩提寺である万寿寺の住職であった入元僧放牛光林により開かれたとされる。寺は、何度か兵火に見舞われたが、江戸時代に入り、寛永10（1633）年に小野内記が“池ノ久保”に再建し、承応年間（1652～1654）に小野賢蔵が現在地へと移転させた。

この殿鐘の銘文は以下の通りである。

〔第1面〕	〔第2面〕	〔第3面〕	〔第4面〕
豊之後州大分郡龍原	飯捨住持隱溪喏然而	於止於動 設退設前	金獅山 <sup>(36)</sup> 大智禪寺
村龍宝山大藏禪寺者	許焉竟命冶工不日而	造此誰哉 覺心妙圓	碩門叟記焉
不詳僊人之開創屢經	成即就予未銘不逮一	菩提花發 結果自然	干時明和三丙戌
兵燹唯空地存矣明曆	辭銘曰	山高水長 宝林億年	臘月十八日再興
年中見性隱溪老人拳	七佛法器 今右高懸	貞享元甲子年	現住祖桂代
廢續絶再建一字因為	一觸扣擊 鯨吼大千	九月初五日	施主善男男女
中興開基而以山林深	無貴無賤 救若迷泉	現住 見性隱溪	同馱原大工
聚洛遠法器未備茲小	即聲即相 降魔六天	施主小野十右衛門尉	冶工馱原住
野氏某為先亡覺心妙	見者為因 聞者為緣	冶工 豊府 捨大工	渡辺六郎兵衛康英
圓用其潰財擬鑄銅鐘	辰粥午飯 晝誦夜禪	渡辺三郎右衛門康利	

銘文からは、明暦年中（1655～57年）に中興開基と位置付けられる見性隱溪老人が一字を再建し、貞享元（1684）年に、未だ法器が備わっていなかったのが覺心妙圓に倣い小野氏某が銅鐘を寄進したとあるが、読み進むと、それが小野十右衛門尉であったことが判明する。更に、延宝六（1678）年に大藏寺の殿鐘を鑄たのは、「冶工 豊府 捨大工 渡辺三郎右衛門康利」とあり、前述した光西寺の梵鐘銘文に見られた「冶工豊府総匠渡辺三郎衛門尉藤原康利」と同一人物であることが分かる。“豊府”の“捨大工渡邊三郎右衛門康利”とあることから、これも前述の元和七（1621）年の「由原宮南大門造營覚書」にあった“かなや惣大工三郎右衛門”、則ち宗覚の二代目宗覚にして世粹三郎右衛門康次の名跡を継ぐ者であると考えられる。また、「康利」<sup>(37)</sup>とあることから、「康之御字代々御免」の一族であることも分かる。

鑄造年を整理すると、三郎右衛門康利の鑄造品は、西福寺に寛文10（1670）年、光西寺に延宝6（1678）年、大藏寺に貞享元（1684）年、臼杵の月桂寺に貞享4（1687）の作品が、それぞれ存在していたことが把握されるので、鐘銘のみから判断される“三郎右衛門康利”の活動時期は、寛文10（1670）年～貞享4（1687）年前後の時期となる。

また、先述の由緒書を提出した第4世代の渡邊主膳の活動時期は、万治元（1658）年の清水門の肘壺、天和4（1684）の「貞享書上」、そして、元禄年間（1688～1704）中頃成立の「小給地方由緒書寄帳」と、その活動時期は1658年～17世紀末頃のこととなる。且つ「貞享書上」から、

主膳の父である善右衛門は、天和4（1684）年から20年遡る万治年間（1658～1661年）・寛文年間（1661～1673年）頃より府内葛城村から常陸国安塚村に知行を移したことが分かっている。

即ち、ここに“江戸”に作品を残す渡邊善右衛門尉康種・主膳正康則と、“豊後”に作品を残す渡邊三郎右衛門康利の2系統の「康之御字代々御免」の一族が17世紀後半に併存した事実が指摘される。

2世代目の“御石火矢大工”であった“石見守康直”は、“豊後住人”と刻書していたので寛永13（1636）年の段階で豊後府内を拠点としていた事が分かる。第3世代の親主膳こと善右衛門尉康種及び茂右衛門の家系である左治右エ門が江戸に出る際に、二代目宗覚こと三郎右衛門康次と、次子・石見守康直とその子の吉六郎、及び三子・権六郎は豊後府内に残ったのではないだろうか。

江戸の第3世代と考えられる善右衛門尉康種と、豊後府内の第3世代もしくは第4世代と考えられる三郎右衛門康利は、三郎右衛門康次の2つの職を分け合っているように思われる。すなわち、江戸に出た親主膳こと善右衛門尉康種が“御石火矢大工”に、三郎右衛門康利が“三郎右衛門”の名乗りと共に“かなや惣大工”・“豊府惣大工”を受け継いだのである。この“康利”に関しては、“吉六郎”或いは“権六郎”である可能性がある。

問題は、両系統が“康”の御字を名乗っていることである。通常は、直系家督継承者に通字も受け継がれる。現に三郎太郎宗覚の次男である茂右衛門統次は、“康”の御字を受け継いでいない。

更に大蔵寺の殿鐘の銘文を読み進んでゆくと、「干時明和三丙戌 臘月十八日再興」・「冶工駄原住 渡辺六郎兵衛康英」の銘が確認でき、この殿鐘は明和3（1766）年に渡邊六郎兵衛康英によって鋳直されたものであることが判明する。この人物も「康英」と「康之御字」を名乗っているが、「三郎右衛門」は名乗っておらず、且つ「豊府総大工」も名乗っていない。そのような意味では、遅くとも18世紀中頃の段階には「康之御字」が、分家筋にも使用されていた点が指摘される。

“六郎兵衛”の通称名に関しては、相輪櫓に見られる“康次”の“三子 権六郎”或いは“石見子 吉六郎”にルーツがあるように思われる。おそらくは、前者であろう。

#### d. 鎮南山山庵寺<sup>(38)</sup>

鎮南山山庵寺は、白杵城下の南側に位置する鎮南山山頂付近に位置する臨済宗妙心寺派の寺で、白杵市街地に所在する正覚山多福寺の三世となった明覚禪師が明暦3（1657）年に創建したものである。伝えられた殿鐘の銘文中には“府主信耶蘓宗”とあり、大友宗麟のキリスト教信仰に伴い寺院が荒廃した旨が記してあり、これを再興した折には洪鐘を欠いていたが、享保元（1716）年に府中冶工渡邊康次が遺言に基づいて新鋳したとある。

〔第1面〕

豊之後劬海部郡亀城南山菴者舊南岳山  
 隨巖禪寺之基迹也府主信耶蕪宗悉敗壞  
 梵宇雨來七千餘年就荒墟也故未知艸創  
 干幾百年前也今見舊碑而既知三百年前  
 之寶坊也明曆丁酉春勅謚佛燈明覺禪師  
 與發之道場也凡百爾器備洪鐘欠焉也享  
 保元年申丙初冬劬之府中冶工渡邊康次遺  
 言云往年登山曰委歷覽山中鐘未具這回  
 新鑄焉然我効力山主南嶺長老感其懇志  
 一呼鑄焉十方聞者響音應相共勦力洪鐘不

〔第2面〕

曰斯成矣氣銘予理不能峻辭  
 銘曰

晨敲夕声	十方貫通
超脫苦趣	震動魔宮
善之中善	功之中功
劫石有盡	洪音無窮

享保元申丙仲冬 前多福大岑叟  
 再營山主南嶺

〔第3面〕

南嶺徒 知定首座

了柏居士

堤氏河野氏

二村増左衛門

仲屋源左衛門

酢賀江九平治

二村喜右衛門

豊府駄原住金屋渡辺氏

宗故入道康榮

同氏

仁兵衛尉康次

植木氏

平左衛門尉政次

この殿鐘からは“豊府駄原住金屋 渡辺氏宗故入道康榮”及び“同氏仁兵衛尉康次”と2名の渡邊氏が抽出できる。大給松平氏時代の府内藩政の記録である『府内藩記録』中に、宝暦5(1755)年に駄原鑄物師5人が日向国佐土原の光照寺の本尊仏を鑄造するために出職を願い出た記録があり、この5人の中に“六郎兵衛”と“仁兵衛”の名が見える。前述の大蔵寺の半鐘などからも判明する通り、渡邊家は、18世紀に入ると“惣大工”家と共に分家筋となる“六郎兵衛”系と“仁兵衛”系が併存するようになる。“宗故入道康榮”に関しては、惣大工に関する記載は見られないが惣大工或いは仁兵衛系康次の先代であるものと考えられる。

因みに、寄進者の中に仲屋源左衛門の名も見え、これは大友宗麟の時代の豪商仲屋宗悦の末裔であると考えられる。

鋳物師の植木平左衛門政次については、次に紹介する杵築市正覚寺の延享元（1744）年に鋳造された鉄鑄盧舎那仏坐像においてもその名が確認できる。

#### e. 大音山響流院正覚寺<sup>(39)</sup>

杵築市に所在する浄土宗の大音山響流院正覚寺には、「延享元（1744）年申子年七月吉祥日」の年号が鋳出された鉄鑄盧舎那仏坐像が伝わっており、駄原鋳物師の名が記されている。この坐像は、下本庄の正寛寺にあったものとされる。経年劣化で判読が困難な箇所もあるが、「豊後府内駄原住」の後に以下のように職人名が記されている。

鋳師

植木平左衛門

藤原政次

同名平三郎

藤原政歴

同名貞助

藤原政光

同名六郎兵衛

藤原政勝

同名彦市

藤原政満

渡邊仁兵衛

藤原康成

植木氏を中心とした6人の職人による鋳造であるが、最後に“渡邊仁兵衛藤原康成”が確認できる。享保元（1716）年に鋳造された山庵寺の半鐘には、仁兵衛尉康次とあったが、この延享元（1744）年の鉄仏には、“康成”とあることから“仁兵衛”系が次代に移っていたことが把握される。

また、植木氏においては、“政”の通字が確認できる。

#### f. 峨嵋山普現寺<sup>(40)</sup>

龍峰山大蔵寺の殿鐘に見られた“六郎兵衛康英”に関しては、臼杵市野津町に所在する臨済宗妙心寺派の峨嵋山普現寺に明和3（1766）年の銘を持つ雲版が伝えられている<sup>(41)</sup>。

奉爲

前住當山宙外和尚禪師

明和三歳次丙戌雨安居日

現興禪

峨嵋山普現禪寺 瞿山寄苑

府内駄原町金屋

冶工 渡邊六郎兵衛康英

大蔵寺の殿鐘も明和3年銘であったが、次の椎谷山大龍寺のものは安永3(1774)年銘を持っている。

### g. 椎谷山大龍寺

明和3(1766)年鑄造の庄内町の大蔵寺殿鐘及び臼杵市の普現寺に見られた“六郎兵衛康英”に関しては、宇佐市院内町西椎谷の椎谷山大龍寺にその名が記された殿鐘が伝えられていた<sup>(42)</sup>。

大龍寺は、大正時代末年に火事で途絶えてしまったが、殿鐘に関しては、太平洋戦争時の供出後、北九州まで運ばれたが難を逃れ、福岡県芦屋町安楽寺に伝えられたものが、再び西椎谷に戻されている。

この殿鐘の銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕

皇基鞏固 朝野無為

佛運紹隆 魔擾不起

五穀豊登 萬民和樂

普導世間 同登覺路

〔第2面〕

豊前笏宇佐郡西椎谷邑

椎谷山大龍禪寺大鐘

伏願

〔第3面〕

安永三甲午年正月大吉日

寺主 祖傳誌焉

梟氏豊後府内駄原住

渡辺六郎兵衛

康英

銘文から、安永3年の鑄造であることが分かり、明和3(1766)～安永3(1774)年に渡る“六郎兵衛康英”の活動時期を把握することができる。

### h. 愛宕山蓮華寺<sup>(43)</sup>

日出町の真言宗蓮華寺には、天明元(1781)年に再鑄された半鐘が伝わっている。

この半鐘の銘文は、以下の通りである。



〔第1面〕	〔第2面〕	〔第3面〕
愛宕山	大檀主	冶工
圓海蜜寺	木下千勝俊茂	府内駄原金屋
常什物	峯天明元次暮冬日 再鑄之	渡辺仁兵衛 源康致

銘文によれば、愛宕山圓海蜜寺の常什物として、日出藩11代藩主木下千勝俊茂(1772～1822)(翌年より俊懋と改名)が大檀主として再鑄造したものであることがわかる。刻書にある圓海蜜寺と蓮華寺とでは、寺院名が異なるが双方が“真言宗”にして“愛宕山”という共通点がある。鋳物師は、“仁兵衛”系の康致である。この資料の存在によって18世紀において山庵寺殿鐘の康次(1716年)－正覚寺鉄仏の康成(1744年)－蓮華寺半鐘の康致(1781年)という“仁兵衛”系の3世代に渡る世代交代を把握することができる。

#### i. 真言宗有智山蓮城寺<sup>(44)</sup>

豊後大野市三重町の真言宗有智山蓮城寺には、天明4(1784)年に鑄造された半鐘が残されている。窓には、阿弥陀如来／千手観音菩薩(キリーク)と虚空蔵菩薩(タラーク)、阿閃如来(ウーン)、盧舎那仏如来(ア)の4つの梵字が鑄出されており、銘文は以下の通りである。

天明四甲辰年十一月吉日  
白杵 大満寺六世大空代  
府内駄原町惣大工  
石火矢渡邊三良左エ門康映

この銘文によると、天明4(1784)年11月に、白杵に所在した大満寺六世大空の代に、府内駄原町の惣大工である石火矢渡邊三良左エ門康映により鑄造されたものであることが分かる。

豊後府内の惣大工家に“石火矢”が冠される例は、これが初見である。

#### j. 鶏足山五徳寺<sup>(45)</sup>

曹洞宗鶏足山五徳寺には、梵鐘が伝えられていたが第2次大戦中に供出されてしまったが、刻まれていた銘は、以下の通りであったとのことである<sup>(46)</sup>。

天明八年仲春  
銘当山七世伝燈比丘大牛謹誌  
発願化主 豊前宇佐郡赤尾村天龍禪寺旦山国大和尚徒弟智泉禪尼

府内駄原惣大工 渡辺三郎左衛門源康映

同 冶工 植木宇兵衛藤原政範

銘文から、天明8(1788)年の鑄造であり、発願が豊前国宇佐郡赤尾村に所在した天龍禅寺の智泉禅尼の発願により府内駄原惣大工であった渡辺三郎左衛門源康映と植木宇兵衛藤原政範が鑄造したものであることが分かる。先に見た三重町の連城寺に伝わった半鐘の石火矢渡邊三良左エ門康映と同一人物である。

#### k. 一宿庵

庄内町龍原袋の一宿庵には、天保3(1832)年鑄造の“金屋仁兵衛”と記された殿鐘が伝わる。“金屋”は、渡邊氏を始め“植木氏”や“安部氏”といった駄原鑄物師達が名乗る“屋号”であった。一宿庵の半鐘の銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕 豊後州大分郡	〔第2面〕 葦地	〔第3面〕 冶工
龍原村	作右エ門	府内駄原村
大藏禪寺末	施主	金屋仁兵衛
宿葦	行右エ門	
天保三壬辰歳	世話人	
霜月吉祥日	利兵衛	

この“金屋仁兵衛”は、安政7(1860)年庄内町法林寺の半鐘や慶応2(1866)年の柞原八幡宮南大門の杵卷に見られる“渡邊仁兵衛”であると考えられる。

#### l. 鎮国山法林寺

渡邊仁兵衛に関しては、由布市庄内町柿原に所在する浄土真宗大谷派の鎮国山法林寺に伝わる半鐘にもその名が見られる。法林寺の半鐘の銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕 豊后國大分郡	〔第2面〕 一沔師太良右衛門	〔第3面〕 鑄物師
瀧之河内穴見庄	吉話人	渡邊仁兵衛
下田向村安國山	小野清右衛門	
法林寺常什物	久保村小野ヤス	
現住恵院代	野田村	
干時安政七年庚申年	佐藤茂次右衛門	
三月吉祥日	寄進	
	一沔師太良右衛門	

安政7（1860）年とあるので、慶応2（1866）年の柞原八幡宮南大門の沓巻とは6年違いであることから、同一人物であると推定される。

### m. 柞原八幡宮

“六郎兵衛”系統及び“仁兵衛”系統に関しては、柞原八幡宮の南大門の青銅製の柱に履かせる沓巻（台鉢とも）の刻書でも確認できる。先に見た第2世代の渡邊三郎右衛門・茂右衛門が元和7（1621）年に造営に関わった柞原八幡宮の南大門は、慶応2（1866）年に再建されている。この時に再建された門は、元和7年の南大門造営時と同じく20本の柱で成り立っており、現在、国指定重要文化財に指定されている。柱の下部を包む青銅製沓巻には、寄進主と共に建立に携わった鋳工・磨工の名前が刻まれている。

最も内側となる主柱の沓巻2個体には、以下のように鋳工の名前が刻まれている。

「鋳工 駄原住人

渡 邊 仁兵衛  
植 木 寿 助  
渡 邊 六郎兵衛  
植 木 半右衛門  
植 木 利右衛門」

「鋳工駄原住人

植 木 幾多郎  
植 木 卯兵衛  
石火矢三郎右衛門  
安 部 七郎兵衛  
植木 重次右衛門  
植 木 政次郎」

“六郎兵衛”・“仁兵衛”の2名の渡邊氏<sup>(47)</sup>に加え、“石火矢三郎右衛門”という名が確認できる。“渡邊”姓ではなく“石火矢”姓を名乗っているが、これは三重町の蓮城寺の例や、後述する諸記録から豊府惣大工渡邊氏の別称であった事が分かる。幕末に至るまで、“三郎右衛門”の名跡が伝えられていたのである。

先に述べたように、渡邊六郎兵衛康英は、明和3（1766）年に大蔵寺の殿鐘を再鋳し、同じく渡邊仁兵衛尉康次は享保元（1716）年に山庵寺の殿鐘を鋳造した。“六郎兵衛”の名跡は100年後、“仁兵衛”の名跡は150年後となる慶応2（1866）年の柞原八幡宮の沓巻にも確認される。この事実は、渡邊氏分家筋の“六郎兵衛”及び“仁兵衛”の名跡も、代々受け継がれるものであったことを示している。

## 第4章 近世の諸記録から

寛保3（1743）年の大火を経て、府内城下町西ノ口の西南方向の空き地に鐘撞堂を設ける事になった<sup>(48)</sup>。それに伴い、駄原村の鋳物師渡邊三郎左衛門と植木平左衛門兩人には、時鐘の鋳立

てが命じられていた。時鐘が鑄上がったのは、宝暦3(1753)年2月14日のことであった<sup>(49)</sup>。  
銘文は、以下の通りであったという<sup>(50)</sup>。

宝暦三癸酉歳二月吉日

駄原鑄冶師

惣大工 渡邊三郎左衛門源康敬

冶工 植木平左衛門藤原政彌

渡邊三郎右衛門源康敬は、惣大工であり、“康之御字”を名乗っている。『生石子氏舊記』の宝暦3年の項には、「一時鐘。石火矢孫四郎、金屋平左衛門兩人ニ被仰付候。二月十四日孫四郎方にて吹。渡邊重兵衛殿、河野森右衛門殿御出。」とあり、渡邊三郎左衛門<sup>(51)</sup>が別名「石火矢孫四郎」を、植木平左衛門が別名「金屋平左衛門」を名乗っていた事が分かる。これら複数の記録を照合させると、やはり柞原八幡宮南大門の沓巻に記された「石火矢三郎右衛門」は、惣大工の家系の渡邊氏であったことが分かる。

この時鐘については、享和2(1802)年9月に損傷が入ったため、10月10日に鑄直された。銘文は、以下の通りであった<sup>(52)</sup>。

京和二季壬戌十月吉日

府城西駄原邑之住

鑄物師惣大工石火矢所

渡邊三郎左衛門 源康住

冶工石火矢後見

渡邊 六郎兵衛 源寧

同 後 見

植 木 定 助 藤原政易

渡邊三郎左衛門源康住は、惣大工であり、“康之御字”を名乗っている。銘文の入れ方から、本家が“三郎左衛門”系統、分家が“六郎兵衛”系統であることが分かる。この鐘は、わずか4年後の文化3(1806)年7月、再び改鑄する必要が生じたので、駄原村の石火矢三郎左衛門・六郎兵衛・七郎兵衛・仁兵衛に改鑄を命じたという。三郎左衛門・六郎兵衛・仁兵衛は、いずれも渡邊一族である。この際、トタン三貫目を熊本から取り寄せ<sup>(53)</sup>、同月12日に、重さ百四貫百五拾目、胴大きさ七尺三寸七分、径二尺三寸で鑄上がっている。『府内藩記録』によると、前年の享和元(1801)年に駄原鑄物師3人が豊後国中津の妙蓮寺の梵鐘の鑄造のために出職の許可を願っているが、この中にも六郎兵衛・七郎兵衛の名を見出せる。七郎兵衛に関しては、柞原八幡

宮南大門沓巻の刻書から安部氏である可能性が高い。

府内藩は、嘉永3（1850）年、駄原村重兵衛に命じて大筒を鋳直させている。「府内藩日記」の安政元年5月13日の項には、「一神明浦ニおみて大砲鑄立有之候ニ付、殿様早晝より、右為御覧御出。依之場所拵候様御沙汰ニ付、小奉行中半遣之、尤敷物、幕、天幕とも遣之。」と記しており、安政元（1855）年に神明浦（芦崎浦）で大砲を鋳造していることが分かる。「府内藩日記」の元治元（1864）年5月13日の項には、「一此度大砲御鑄立御模様奉承知候ニ付、祇園社舊在の大鐘、此節の御用ニ差出申度奉願上候。此段直被仰上可被下候。九月 祇園宮司 日野税所」とあり、青銅製の鐘が幕末においても大砲鋳造のために供出されていたことが分かる。

## 第5章 まとめ ～豊後府内惣大工渡邊氏の家系図の構築～

これまで、近世文書、金石文、古記録等から駄原鋳物師渡邊氏の名を拾い上げてきた。第1図は、様々な資料から、渡邊氏の「通称名」及び「諱」を年代順に相対的に並べ、編年的に整理したものである。

勿論、渡邊家の系図を完全に復元できたわけではないが、概ね、半世紀ごとの系譜を復元することができたと自負している。

前稿と大きく異なる部分は、2代目渡邊宗覚こと“三郎右衛門”の家族構成の部分である。前稿では、“三郎右衛門”と田安門に見られる“石見守康直”を同一視していたが、相輪櫓の刻書を確認する事で三郎右衛門の諱が“康次”である事が判明すると同時に石見守康直が“康次”の次子である事が判明した。また、“康次”の長子が“善右衛門”であることが判明した事で清水門に見られる3代目“善右衛門康種”と4代目“主膳正康則”までを正しく繋ぐ事ができた。しかし、江戸に出て以後の自家筋の消息については課題として残った。いずれにしても、相輪櫓刻書によって、前稿で問題点となっていた17世紀後半における“知行所損亡”期における江戸の“御石火矢大工”系と豊後府内の“豊府惣大工”系との分岐についての理解が進展した。

前稿で第2の問題としていた18世紀前半に関する資料の欠如に関しては、第1図中㊦として解決されていない。しかし、この資料欠落期に関しては、増補分の白杵市鎮南山山庵寺の享保元（1716）年銘を持つ殿鐘が幾許かの考証の余地を残した。“豊府駄原住金屋 渡辺氏 宗故入道康栄”と“仁兵衛尉康次”の発見である。“宗故入道康栄”に関しては、他に作品が発見されておらず入道前の通称名も不明である。相輪櫓の刻書から「康之御字」が許されていたのは、“三郎右衛門康次”の血筋である事が判明している。問題は、この「康之御字」が、18世紀前半に出現する“六郎兵衛”系と“仁兵衛”系にも用いられている点にある。この現象は“三郎右衛門”系の宗家である“善右衛門康種”が江戸へ転出したことにより生じるものと考えられる。おそらくは、善右衛門が残していった三郎右衛門康次の次男・三男の家系が“豊後住人”として豊後府内に残り、“三郎右衛門康利”に接続するものと思われる。三郎右衛門康利に関しては、第四世代となる石見守康直の子“吉六郎”、もしくは第三世代となる2代目宗覚三郎右衛門康次の三子“権

六郎”である可能性を考えたい。推測の域を脱しないが、“六郎兵衛”系に関しては、“権六郎”、もしくは“吉六郎”といった“六郎”をルーツとする家系ではないかと推察される。通常であれば、長子善右衛門が江戸に出た後は、次子石見守が豊後府内に残り、“三郎右衛門”の通称名と共に豊府惣大工を継ぎ、子の吉六郎へと受け継いだはずである。長子が江戸へ出て、次子が豊後府内に残る事が既定路線であったのかもしれない。

また、これまで見て来た諸資料以外に、他家の記録中にも渡邊家に関する情報を有すものがある。渡邊家と同じく駄原の鋳物師であった植木家には、その系図が伝えられている<sup>(54)</sup>。その系図中、23代の政準(利右エ門尉)に関しては、“実者渡辺六郎兵衛康綱二男也(22代の)政名ノ成子妻者政名ノ女也”と記してある。この“康綱”については、現状で確証を持ち得ないが、18世紀後半に作品群を残している“六郎兵衛康英”の父親である可能性がある。

また、17世紀まで“藤原”姓を名乗っていた渡邊家が、18世紀以降、“源姓”及び“三郎左衛門”を名乗り始める事も指摘される。

19世紀に入ると、寛政期の海防問題の影響であると考えられるが、渡邊氏によって“惣大工石火矢所”が開かれることには渡邊家家業との因果を感じる。しかし、幕末になると石火矢の鋳造に関しては、惣大工を通さず、重兵衛、道五郎、平吉といった個人で受注していたようであり、時代性を反映するものと捉えられる。特に渡邊重兵衛は、後に、府内藩に扶持を与えられている。

## おわりに —今後の課題—

最後に駄原鋳物師渡邊氏の系譜を明らかにする作業を通して、気になった点を記しておきたい。

「貞享書上」にあるように、渡邊宗覚は、戦国大名大友宗麟に見出された人物であるが、そのルーツに関しては、依然として不明のままである。

大友氏は、南北朝時代に、豊後国の守護そして守護大名として国衙機能を掌握してゆく過程において、宇佐八幡宮の別宮である豊後国一宮である杵原八幡宮の庇護者としての地位も国司から引き継いだ<sup>(55)</sup>。この時点では、杵原八幡宮の鋳物師をはじめとする職能集団は、以前、供御人・神人・寄人的性格を残していた可能性が高い。しかし、戦国時代は、社家の被官化と共に、これらの職人集団を大名権力が宗教権力から収奪してゆく時代でもある。特に鍛冶や鋳物師などの金属加工を生業とした職能集団は、鉄砲そして大砲が伝来した後は、最新兵器を作る職人として、大名権力が掌握しなければならないものとなった。

天文24(1555)年の厳島の戦いで大内氏の九州支配が崩壊すると、大友氏は豊前へ進出し宇佐八幡宮とその抱える職能集団の庇護者としての責務も負うこととなった<sup>(56)</sup>。この時代、軍事機密的な技術に関しては、技術を保有する職能集団を両国経営の中心であった府内や大分高田・家嶋(鶴崎)・臼杵へ移転させた可能性が高い。

大友氏と直接的に鋳物師との関わりを示す資料に関しては、宗麟の父である大友義鑑が天文12(1543)年に杵原八幡宮の花鯨(洪鐘)を鋳造させたことについて、記録が残されており<sup>(57)</sup>、

増補訂正 御石火矢大工・豊府惣大工・渡邊一族の系譜について－大友宗麟の鋳物師渡邊宗覚の末裔たち－（上野）  
その鐘の銘文も伝えられている<sup>(58)</sup>。

「銘曰 日本國西海路豊後州大分郡賀来庄 本邦一之宮由原八幡大菩薩之保社 開基以来雖有  
鐘 累歳瘖而不鳴者 年久矣 爰賢太守修理太夫源義鑑朝臣 課于梟氏 新鑄洪鐘一口 永  
以充社頭之法器云仍命于前南禪 老景雪叟

為 銘 々 曰

華鯨鐘作 高懸神前

殷々厥響 覺長夜眠

以此信力 國家安全

至祝至鑄 億萬々年

于時 天文十二年癸卯十月廿三日

奉行 竹田津佐渡守 大藏長重

梟ふうし氏惣大工 左衛門尉鑑兼

作 者 三郎四郎貞久<sup>(59)</sup>

梟ふうし氏とは、古代中国において音楽を司る一族とも鐘を鑄造する職能集団とも言われるもので、宇佐市院内町大龍寺殿鐘の銘文にも見られた鋳物師を指す言葉である。

惣大工左衛門尉鑑兼の“惣大工”職は、“柞原八幡宮の惣大工”なのか“豊後府内の惣大工”であるのかは判然としないが、義鑑は柞原八幡宮系を始めとして複数の職能集団を掌握して直属の豊後府内の惣大工に任じていたものと考えられる。惣大工の“鑑兼”は、明らかに義鑑から偏諱を受けているので、戦国大名に任官した鋳物師と位置付けられよう。勿論、“鑑兼”及び“三郎四郎貞久”は、“三郎太郎宗覚”の近親者である可能性もある<sup>(60)</sup>。駄原という立地から春日神社と関係がある職能集団であったかもしれない。

駄原鋳物師の中では、渡邊家本家が「康」の通字及び通り名「三郎右衛門」を、植木家本家が「政」の通字及び通り名「利（理）右衛門」といった具合に、安部家本家は「貞」の通字及び通り名はおそらく「利兵衛」を名乗っていた。

安部家については、宮崎県西臼杵郡日之影町の鹿川観音堂の寛永7（1630）年の鰐口には、以下のような銘文がある。

奉寄進鰐口諸願成就皆令満足祈所 大福鋤山住人高見三郎五郎安利

寛永七年九月吉日

願主 日向国高知尾大福大工 豊後国駄原住人安部次郎佐衛門貞次

また、大分市勢家の法専寺に貞享3（1686）年に建立された釈迦如来像には、鋳物師・大工・

小工の名が刻まれているが、この内、大工の安部庄五郎貞成と安部太郎次貞吉は、共に「貞」の通字が確認できる。

宮崎県西都市の日向国分寺に受け継がれた享保6(1722)年の鰐口の銘文にも、以下のようにある。

日列兒湯郡五智山國分寺 為先祖諸精靈佛杲菩提宮崎郡小松町 施主 中原新三郎  
御寶前享保六年辛丑十月吉祥日 豊後國府中駄原町 冶工 安部利兵衛藤原貞次

上記の例から、柞原八幡宮の洪鐘を鑄造した三郎四郎貞久に関しては、安部家の家系に入るものと推察されるが、豊前地域には室町時代に遡る資料が散見される。大分県国東郡国東市の文殊仙寺の梵鐘には、応永4(1397)年銘の半鐘が伝えられている。銘文は、以下の通りである。

〔第1面〕	〔第2面〕	〔第3面〕	〔第4面〕
敬白 文殊仙生身靈地 奉鑄鐘一口	聚諸檀之奉加或以勸進 之施力所鑄改也佛願報	乃至平等千界大千界響 推鐘善聲沙界大沙界播	大願主(種子)善榮敬白 高田大工藤原貞正
右本鐘者破毀已後累歳 雪積疎音春秋霜深爰或	微少因達男女福寿大望 以薄與功尊卑感佛果矣	息災法樂云尔 應永四年丁丑三月十七日	推鐘告四方 誰有大法者 若為我解説 身當為奴僕

応永4(1397)年と古いのが、既に大工は藤原貞正と「貞」の通字が確認できる。因みに行橋の今井鑄物師にも「貞」の通字が見られる。豊後高田の高田鑄物師は、そのルーツが小倉鑄物師とも言われ、今井鑄物師は河内鑄物師にそのルーツが求められる事が多い。安部家に関しては、この流れの中に位置付けられはしないだろうか。

戦国時代に遡る駄原鑄物師の作品としては、現状で2例確認されている。一つが、熊本県阿蘇郡南小国町赤馬場に伝わる享禄3(1531)年鑄造の「豊後国笠和郷 駄原村 大工藤原氏樹新右衛門尉景次」<sup>(61)</sup> 銘を持つ鐘、もう一つが宮崎県東諸県郡国富町深年の法華嶽寺に伝わっていたという永禄8(1565)年に鑄造された「大工豊後国駄原之住木藤左衛門理次」銘を持つ鐘である。“樹”も“木”も“植木”を指すものとされる。近世の肥前・筑後の鑄物師には、樹姓を名乗るものが多く、通字は「政」を用いる。豊後高田の高田鑄物師も植木姓を名乗る家が確認できる。

今後、これら渡邊家を取り巻く鑄物師の家系も明らかにしてゆく必要がある<sup>(62)</sup>。

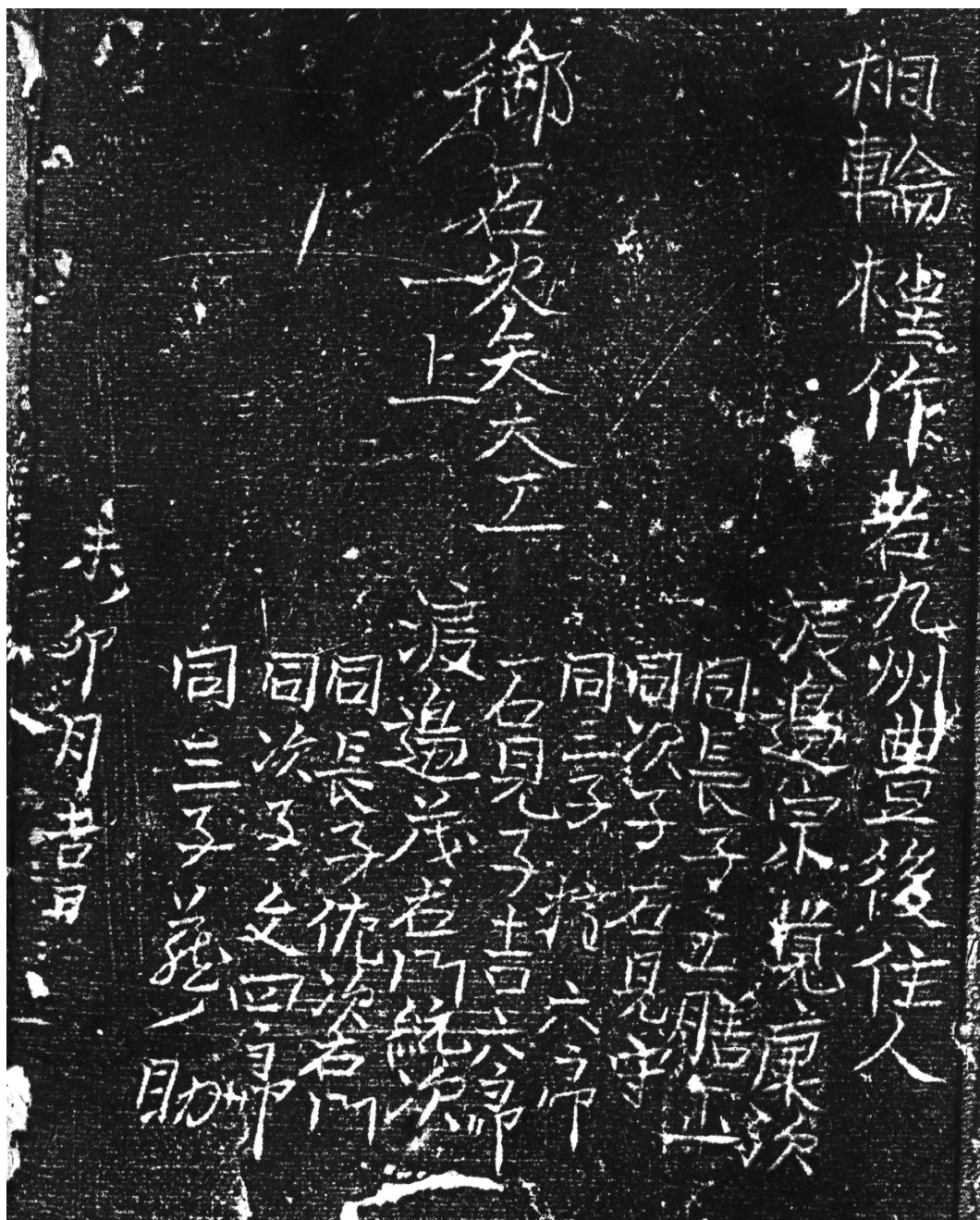
## 謝辞

本稿をまとめるにあたって、様々な方々に、ご教示及び資料の見学にあたって便宜を図っていただいた。

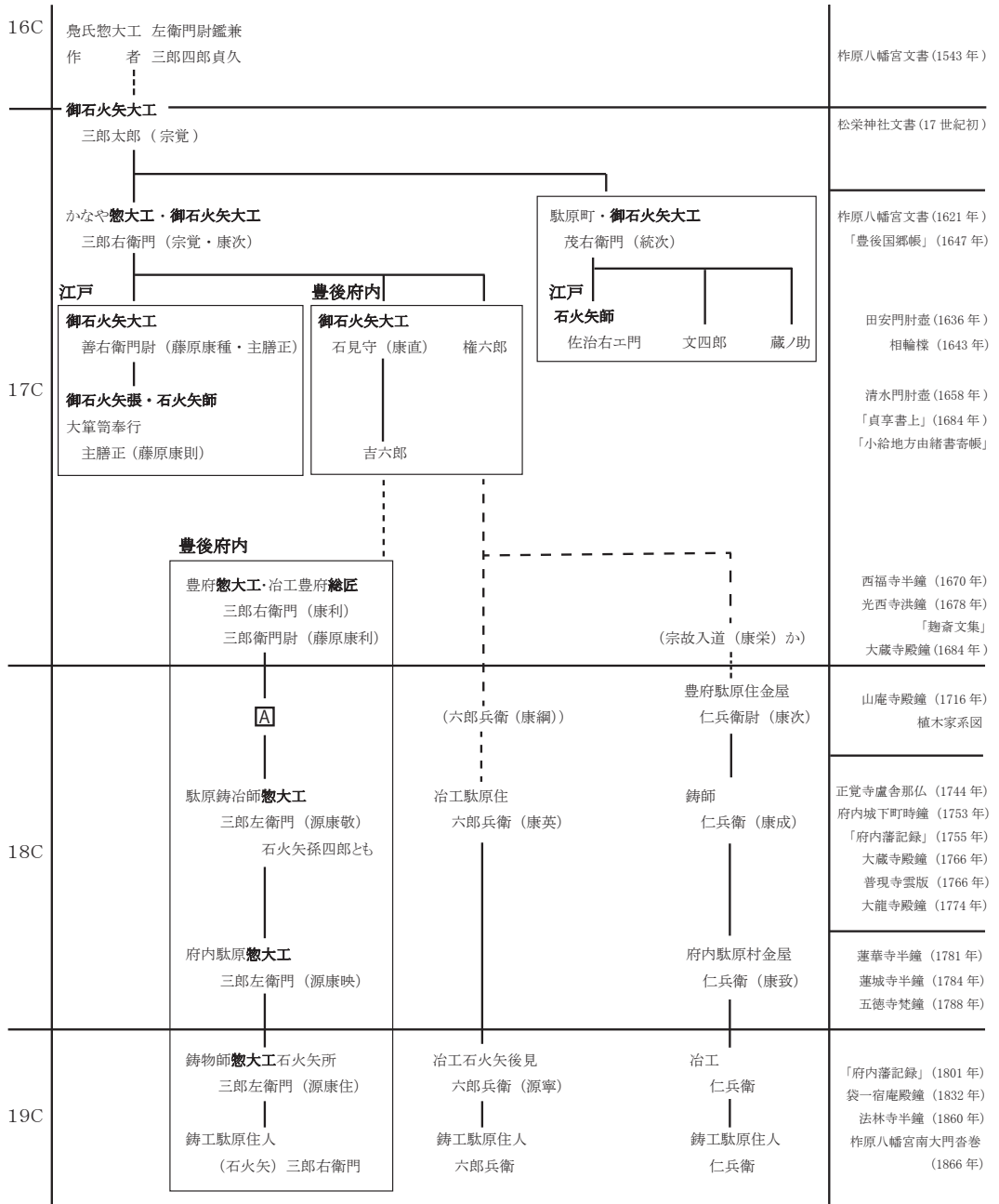
飯沼賢司(別府大学)、植木和美・塩地潤一(以上、大分市歴史資料館)、大野延年(一宿庵)、



増補訂正 御石火矢大工・豊府惣大工・渡邊一族の系譜について－大友宗麟の鋳物師渡邊宗覚の末裔たち－（上野）  
龍峰山大蔵寺、大音山響流院正覚寺、峨嵋山普現寺、愛宕山蓮華寺、鎮国山法林寺、また、特に  
日光山輪王寺門跡 今井昌英 執事長、公益財団法人日光社寺文化財保存会 原田正彦 技師長には、  
調査時に多大なご協力を頂いた。記して深く感謝する次第である。



輪王寺相輪櫓の貫（南東）刻銘・拓本



第1図 駄原鑄物師渡邊氏系図

[註]

- (1) 田北学編 『増補訂正編年大友史料』二〇巻 386号文書
- (2) 福井保 1976 「譜牒余録」 内閣文庫
- (3) 『譜牒余録』の巻末に掲載されており且つ平民扱いとされている。同書上を参照の「東照宮御実記」にも、「佛郎機工渡邊三郎太郎に豊後國葛城村にて采邑百石たまはり。御名の一字を御みづから給ふ。この後御用器械にもみな康の字を銘とするといふ。」と記載がある。
- (4) 曾根源左衛門殿吉次のこと。曾根氏は、武田氏滅亡後に徳川家康に仕官した。大坂の陣では秀忠麾下であった。上総国市場に陣屋を構え、1630年段階では勘定奉行頭を勤めていた。
- (5) 五味金右衛門豊直のこと。五味氏は、武田氏滅亡後に徳川家康に仕官した。京都郡代を務め、武蔵國高麗郡(現入間市)に陣屋を構えた。
- (6) 本田上野介正純のこと。1600年から年寄、1605年より駿河年寄、1616年からは江戸老中を勤めた。
- (7) 成瀬隼人正正成。1600年から堺奉行・駿河年寄、1607年には隼人正に叙任され、1610・1612年頃から尾張藩付家老を勤めた。
- (8) 大久保石見守長安。1600年より関東代官頭を、後に松平忠輝付家老を経て、勘定奉行、江戸老中を勤めた。
- (9) 彦坂九兵衛光正。1609年より駿府町奉行を、1619年より紀州藩付家老を勤めた。
- (10) 白根孝胤 1999 「徳川一門付家老の成立過程と駿府政権」『徳川林政史研究所研究紀要 33』
- (11) 大友家臣団中に見られる“渡邊氏”に関しては、宇佐四日市の渡邊氏と、日出の渡邊氏が挙げられる。『大分県史料』を参照すると、“四日市渡邊氏”に関しては、“渡邊三郎右衛門”や“渡邊石見守”など、16世紀後半に、“駄原鑄物師渡邊氏”と同名且つ僭称とはいえ同官職を名乗っている事が指摘される。これは、同じ大友家家臣団の中にあって不便且つ不自然である気がする。

近世の豊後府内で活躍した鑄物師としては、渡邊氏・植木氏・安部氏が挙げられるが、植木氏に関しては伝来の家系図から宇佐神宮の到津氏に仕えていたことが分かる。一方、四日市渡邊氏は、肥前から宇佐へ流れてきた一族とされる。肥前の鑄物師も“樹(うえき)”を名乗る者が多かった。本稿では、駄原渡邊氏について枮原八幡系の鑄物師からの系譜を想定したが、宇佐八幡宮系の鑄物師の系譜であることも十分に考えられる。
- (12) 早川主馬は、1594年より豊後府内の領主となったが、1597年に一時改易となった後、秀吉没後の1599年3月に再び府内領主として返り咲いた。宗覚の石火矢が家康に差し出されたのは、1599年の再入国時であったと考えられる。
- (13) 「貞享書上」の本文では慶長九(1604)年、朱印状写の部分では慶長七(1607)年と記されている。どちらかが誤記であると考えられるが、現代においては判然としない。おそらくは、慶長七年か。
- (14) 旧大分郡高田庄葛城で、現大分市葛木。
- (15) 現大分市駄原生石。大正時代までは、現王子町から生石町の金屋(叶(かのう))橋まで「金屋(かなや)」と呼ばれる鑄物屋が残っていたそうである。
- (16) 万治3(1660)年から寛文9(1669)年までの隠れキリシタンの検挙事件である豊後崩れを指すものと考えられる。
- (17) 万治2(1659)年から貞享3(1683)年までとも。
- (18) 寛永元(1624)年、葛城村附近のキリシタンが火炙りで処刑されたとの報告がある。また、葛城村のキリシタンが、寛永13年(1636)には5名、同14(1637)年には14名が死刑となっている。
- (19) 『譜牒余録』「貞享書上」中に見られる“親主膳”が該当する。
- (20) 田北学編 『増補訂正編年大友史料』一八巻 135号文書

- (21) 村上直次郎訳・渡辺世祐編 1968 『耶蘇会日本通信』下 雄松堂出版
- (22) 上野淳也 2013 「尚古集成館佛朗機砲及び蛇砲の文化座科学的検討と歴史考古学的検討」『平尾良光先生古稀記念論集 文化財学へのいざない』平尾良光先生古稀記念論集刊行会
- (23) 問題は、国産化が永禄年間（1558～1570）以前まで遡るか否かという点にある。
- (24) 大分県教育委員会 1980・1981 「大友家文書録」2085・2541 『大分県史料』(33)・(34) 第二部補遺(5)・(6)
- (25) 大分県教育委員会 1980 「大友家文書録」2197 『大分県史料』(33) 第二部補遺(5)
- (26) 文書の実見は、大分市歴史資料館の館長植木和美館長・塩地潤一学芸員のご協力により実現した。
- (27) 親勝・頼勝・春茂などと名乗っていた。
- (28) 大分県史料刊行会 『大分県史料』第二部(9) 大分諸家文書 217号文書
- (29) 『姓氏家系大辞典』、東京都公文書館所蔵 「小給地方由緒書寄帳」
- (30) 文化財保護委員会 1967 『重要文化財旧江戸城田安門、同清水門修理工事報告書』文化財保護委員会
- (31) 鈴木理生 1976 『江戸と城下町 天正から明暦まで』新人物往来者  
文化財保護委員会 1967 『重要文化財旧江戸城田安門、同清水門修理工事報告書』文化財保護委員会の判読と異なるが、本稿のものがより多くの文字を判読できている。
- (32) 旧大分郡の阿南郷
- (33) 久多羅木儀一郎 1957 『鶴崎市史人物篇』鶴崎市役所
- (34) 長田弘通ほか 2006 『光西寺史』真宗大谷派四極山光西寺
- (35) 庄内町誌編集委員会編 1990 『庄内町誌』庄内町
- (36) 元禄11（1698）年戸倉貞則が著した『豊府聞書』巻之七によると、大智寺は至徳3（1386）年に大慧（智）寺として開かれるが、承応3（1654）年に隠元禪師により山号を金峴山から金獅山と改めたことが分かる。
- (37) 昭和32（1957）年11月刊行の『鶴崎市史人物篇』には、府内町駄原住渡辺三郎右衛門康利について、寛文十年九月鋳造の寒田西福寺の鐘、および延宝六年十二月成造の府内光西寺の鐘にその名が確認できたことを指摘している。久多羅木儀一郎 1957 「渡辺宗覚」『鶴崎市史人物篇』鶴崎市役所
- (38) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (39) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (40) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (41) 大分市史刊行会 1983 『大分市史』大分市教育委員会
- (42) 院内町誌刊行会 1983 『院内町誌』院内町教育委員会
- (43) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (44) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (45) 大分市史編さん委員会 1988 『大分市史』下 大分市
- (46) 山香町誌刊行会 1982 『山香町史』大分県速見郡山香町役場
- (47) 六郎兵衛・仁兵衛に関しては、府内藩の記録に、宝暦5（1755）年に佐土原の光照寺へ本尊を、享和元（1801）年には中津の妙蓮寺の鐘を鋳造するために出向く許可を申請していることが分かっている。渡辺克己 1964 「タタラ踏みの女」『大分今昔』大分合同新聞社に触れられている。
- (48) 鐘楼および西ノ口番所の図が松栄神社に残されている。大分市史編纂審議会 1955 『大分市史』上巻 大分市役所
- (49) 大分市史編さん委員会 1987 『大分市史』上巻 大分市

同文献には、時鐘が3月に完成し、2月25日の明六ツから撞き始めたとあり、辻褄が合わない。

- (50) 大分市史編纂審議会 1955 『大分市史』上巻 大分市役所 「府内藩日記」か。
- (51) 慶応2 (1866) 年に再建された柞原八幡宮南大門の青銅製香卷には、石火矢三郎右衛門の銘が確認されるので、やはり“渡邊三郎左衛門”は“渡邊三郎右衛門”の誤記或いは誤写かもしれない。
- (52) 大分市史編纂審議会 1955 『大分市史』上巻 大分市役所 「府内藩日記」か。
- (53) この“トタン”に関しては、“亜鉛”或いは“真鍮”を指している可能性がある。3貫目は銕上がり総重量に対して、3%程の割合である。
- (54) 中野幡能 1980 「豊後国駄ノ原の金屋」『大分市の文化財』Ⅲ 大分市教育委員会
- |               |   |
|---------------|---|
| 6代 安政         | 尊氏公九州合戦ノ時折々依功肥後国植樹ノ荘(郷?)玉、自夫号植木氏  |
| 13代 政堯(兄)     | 豊後二居ス   |
| 暉尹(弟)         | 宇佐至津家ニ士官ス采女ト改   |
| 16代 公政(利右衛門尉) | 天正六(1578)年日州児湯高城義兵ノ時薩州江軍使是義鎮御代也、同十四(1586)年合戦時東門ヲ守護其後大友家御供ニテ妙見嶽城ニ桶籠忠節抽也、同十六(1588)年病死六十五歳 |
| 17代 高政(利右衛門尉) | 義統之御供ニテ朝鮮国渡海ノ職大明ノ李如松力呂ト合槍平壤(壤)城ニテ打死ニ二十五歳  |
| 21代 兼政(利右衛門尉) | 妻渡辺氏女   |
| 23代 政隼(利右衛門尉) | 実者渡辺六郎兵衛康綱二男也、政名ノ成子妻者政名ノ女也  |
- この家系図によると、元来、肥後国の出自で、豊後に住み始めたのは13代の政堯からであると言う。その弟の暉尹は、“宇佐至津家ニ士官ス采女ト改”とある。16代植木公政になると天正6(1578)年の宗麟の日向侵攻に従軍し天正14(1586)年の島津侵攻の折には妙見岳城で籠城している。没年は天正16(1588)年とある。17代の植木高政(利右衛門尉)は“義統之御供ニテ朝鮮国渡海ノ職大明ノ李如松力呂ト合槍平壤(壤)城ニテ打死ニ二十五歳”(1593年)とある。いつから鋳物師として活動し始めたのかは分からないが、朝鮮出兵では、多くの石火矢が用いられており、従軍する鋳物師の存在が指摘される。16・17代は16世紀後半に活躍した世代ということが分かる。直接的に渡邊家と植木家の関係が出てくるのは、21代の植木兼政からで“妻渡辺氏女”と記してある。
- (55) 長田弘通 1996 「中世後期における守護大友氏と由原宮」『Funai 府内及び大友氏関連遺跡総合調査研究年報』Ⅴ 大分市歴史資料館
- (56) 天正(1576)4年には、宇佐宮に火を放ったと言われている。
- (57) 元禄11(1698)年に戸倉貞則によって著された『豊府聞書』卷之二に、ほぼ同文であるが若干判読が異なるものが書写されている。
- (58) 田北学 1965 「由原八幡鐘銘 大友義鑑寄進」135号文書 『増補訂正大友編年史料』十八、河野清實 1930 「豊後一ノ宮」“15天文十二年十月鐘銘”『大分縣史蹟名勝天然記念物調査報告書』第八輯 大分縣史蹟名勝天然記念物調査会
- (59) 田北学 1965 「由原八幡鐘銘 大友義鑑寄進」135号文書 『増補訂正大友編年史料』十八
- (60) 大友被官の鍛冶師集団である高田鍛冶も鑑行・鎮秀・鎮信・鎮方(・鎮教・鎮種・鎮成)・統行と、義鑑・義鎮・義統から偏諱を受けている事がわかっている。隆豊は、親隆(～1470年)からの偏諱である可能性がある。
- (61) 寛永11年に佐賀関にて掘り出され小国に戻されたという。

(62) 戦国末期～近世初頭以降、全国の鋳物師支配へ乗り出した真継家の当主たち康綱・康利・康寧と、豊府渡邊家の康利・渡邊康綱・渡邊寧(康の字の使用を控えたか。)との間に名前に奇妙な一致が見られる。これまでの研究では、豊後に真継家支配が及ぶ事は無かったとされてきたが、分家する時期や分家筋に影響があった可能性があることを、ここに指摘しておく。

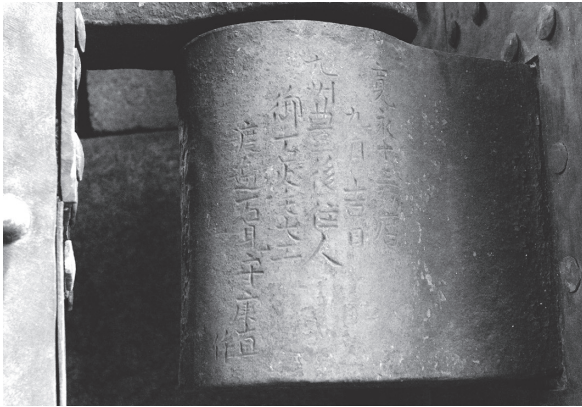


Fig1. 田安門 渡邊石見守康直 作



Fig2. 清水門 渡邊善右衛門尉 康種 作



Fig3. 清水門 渡邊主膳正藤原康則 作

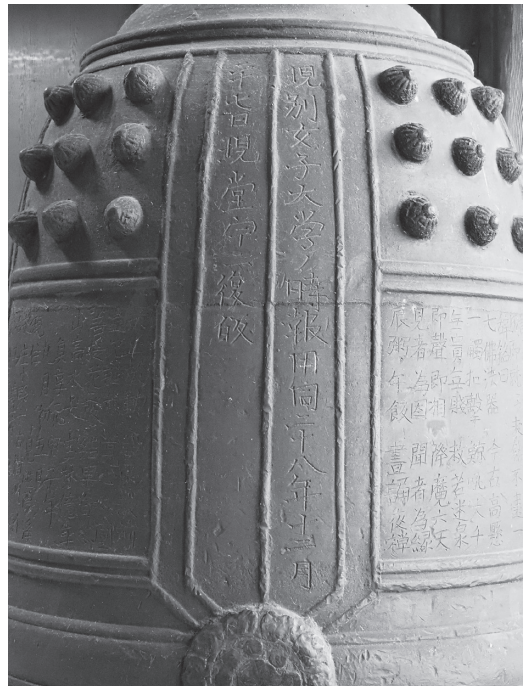


Fig4. 大蔵寺 現別府女子大学時報用